

令和三年六月十八日受領
答弁第一七八号

内閣衆質二〇四第一七八号

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員青山大人君提出GIGAスクール構想実施にあたって発達期にある児童生徒の心身に与える影響への配慮に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員青山大人君提出GIGAスクール構想実施にあたって発達期にある児童生徒の心身に与える影響への配慮に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「実効性のある具体的対策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、学校の設置者に対し、「GIGAスクール構想の下で整備された一人一台端末の積極的な利活用等について（通知）」（令和三年三月十二日付け二文科初第千九百六十二号文部科学省初等中等教育局長通知）の別添二「ICTの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」において、「端末を使用する際に良い姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を三十センチメートル以上離すようにすること」、「長時間にわたって継続して画面を見ないよう、三十分には一回は、二十秒以上、画面から目を離して、遠くを見るなどして目を休めること」等を示すとともに、同通知の別添三「一人一台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」において、「学校・家庭での利用を通じて、子供たちの健康影響に配慮しながら使うことが重要であること」を示しているところであり、ICTの活用に当たって児童生徒の健康に適切な配慮がなされるよう、引き

続き必要な取組を推進してまいりたい。

二について

御指摘の「長期に渡る科学的な追跡調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点においては、児童生徒の視力への影響を注視していくことが必要と考えており、今後必要な調査を実施してまいりたい。